

## 苫小牧市パートナーシップ制度について

### ●制度導入により対応が予定されている行政サービス

業務	内容
届け出挙式	パートナーシップ宣誓書の提出で実施可能とする。
市営墓地	使用权の移転に係る親族関係の証明に、パートナーシップ制度利用者を含める。
共同墓	共同墓の申請者と埋蔵者の親族関係の証明に、パートナーシップ制度利用者を含める。
教育・保育給付認定申請（認可保育施設等の利用申込み含む）／施設等利用給付認定申請（幼児教育・保育無償化認定申請）	申請者として保護者の概念に、パートナーシップ制度利用者を含める。
母子健康手帳交付	パートナーシップ宣誓証明書の提示と代理人の身分証明書・委任状・妊婦の番号確認書類（マイナンバーカード等）で、配偶者等と同様に代理申請を可能とする。
放課後児童クラブ運営事業	申請者として保護者の概念に、パートナーシップ制度利用者を含める。
市営住宅事業	市営住宅の入居者の資格のうち、婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の解釈にパートナーシップ制度利用者を含める。
医師から患者への病状等の説明（市立病院）	患者本人の意向を踏まえ、パートナーシップ制度利用者を家族と同等に取り扱う。 ※現在も柔軟に対応している。
救急出場証明書交付	救急出場証明申請書の申請者がパートナーである場合、親族と認めることを可能とする。
住民基本台帳事務	パートナーシップ制度利用者間の住民票の世帯主との続柄を希望により「縁故者」とすることを可能とする。
水道使用に係る各種届出	同居者であれば代理での手続きを認めている。 ※既に対応済み

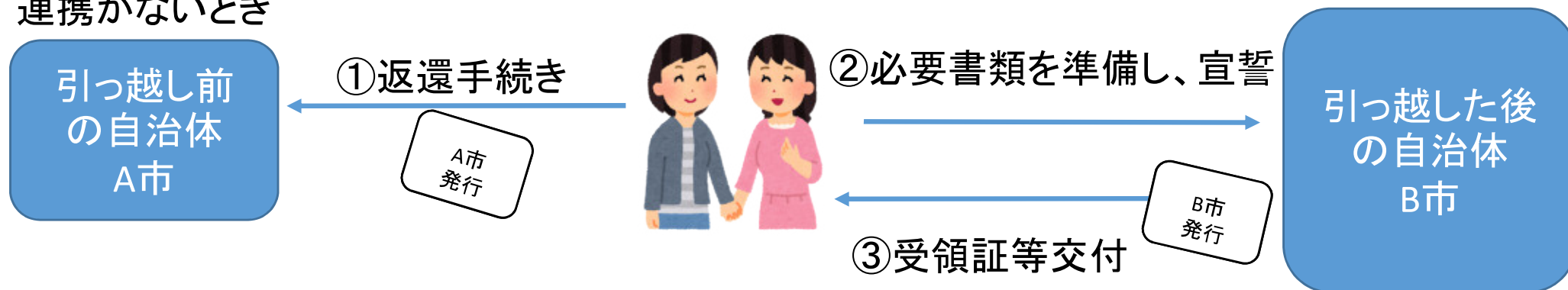
その他、苫小牧市職員福利厚生事業として結婚祝金の適用を受けることができる。

## 苫小牧市パートナーシップ制度について

### ●自治体間連携について

連携した自治体から転入してきたときは、転入前自治体で交付された「パートナーシップ宣誓受領証」等を引き続き使用することができる。(現在、札幌市⇄北見市間で連携済。)

#### ➤ 連携がないとき



#### ➤ 連携があるとき

